

学校感染症による療養報告書の提出について

学校安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症(下記表参照)に罹患した場合には、基準に定められた期間は登校することができません。これらの感染症と診断を受けた場合には、医師に「発症日」と「登校再開可能な日」を確認するとともに、医師の指示のもと、十分療養し、回復してから登校してください。また、お子さまが回復し登校する際には、保護者の方が以下の「療養報告書」を記入し、受診した医療機関の明細書(コピー)を添えて担任までご提出ください。

療養報告書 (医療機関名 <u>〇〇クリニック</u> 受診日 <u>令和5年12月1日</u>)		
該当疾患に✓	疾患名	登校再開の目安
✓	インフルエンザ (<u>Ⓐ</u> <u>Ⓑ</u> 他) ↑いずれかに○ ※目安の2つに✓があるか確認→	<input type="radio"/> 発症日の翌日から数えて5日を経過している
		<input type="radio"/> 解熱した日の翌日から数えて2日を経過している
	新型コロナウイルス感染症 ※目安の2つに✓があるか確認→	発症日(無症状の場合は検体採取日)の翌日から数えて5日を経過している
		症状が軽快*した日の翌日から数えて1日を経過している *解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了している
	麻疹(はしか)	解熱した日の翌日から数えて3日を経過している
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は耳下腺の膨張が発現した日の翌日から数えて5日を経過し、かつ、全身状態が良好になっている
	風しん	発疹が消失している
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化している
	咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血などの主な症状が消退した日の翌日から数えて2日を経過している
	結核	異なった日の喀痰検査の結果が連続して3回陰性となる、医師により感染のおそれがないと認められている
	髄膜炎菌性髄膜炎・腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎↑当てはまる疾患に○	医師により感染のおそれがないと認められている
	溶連菌感染症	抗生薬内服後24時間が経過し、全身状態が良い
	ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能が正常になっている (B型・C型:出席停止不要)
	感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、全身状態が良い
	マイコプラズマ肺炎	発熱や咳等の症状が改善し、全身状態が良い
	RSウイルス感染症	A型・E型:肝機能が正常になっている (B型・C型:出席停止不要)
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹(りんご病)のみで全身状態が良ければ登校可能
	ヘルパンギーナ ・ 手足口病	発熱や口・喉の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態改善すれば登校可能
	带状疱疹	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化している、適切に覆っていれば登校可能
	その他の感染症()	医師により感染のおそれがないと認められている

12月1日(発症日)より療養中のところ、症状が軽快し、上記経過のとおり回復したことを報告します。よって、12月7日より登校します。上記のとおり、相違ありません。

1年 1組 1番 生徒氏名 野田 太郎
令和5年12月7日 保護者氏名(自筆) 野田 一郎(父)